

# 学校法人開成学園大宮開成中学・高等学校一貫部同窓会規則

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、学校法人開成学園大宮開成中学・高等学校一貫部同窓会という。

(本部)

第2条 本会は、学校法人開成学園内に本部をおく。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、同窓生の組織を充実させるとともに、会員と大宮開成中学・高等学校中高一貫部との関係を密にし、連携を強化することで、同部の事業を援助する。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学園施設並びに設備に関する援助
- (2) 生徒の学校活動に対する支援
- (3) 学校行事への協力
- (4) 一貫部に必要な情報の提供
- (5) その他本会の目的を達成するために必要とみられる事項

## 第二章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、開成学園大宮開成中学・高等学校中高一貫部の卒業者をもって構成する。

- 2 本学園において現に教職員である者及び教職員であった者又は本学園に縁故のある者は、幹事会の推薦により、会員となることができる。

(会費)

第6条 会員は、所定の会費を納入するものとする。

- 2 会費に関する事項については、別に規定をもってこれを定める。
- 3 本会は、主として会費を納入した会員に対し、事業を行う。

(届け出)

第7条 会員は、その住所、氏名及び職業を変更した時は、速やかに本部もしくは名簿管理委託業者に届け出るものとする。

(表彰)

第8条 本会に特に功労があった会員は、これを表彰することができる。

- 2 会員の表彰に関する事項については、別に規定をもってこれを定める。

### 第三章 役員

#### (役員構成)

第9条 本会に、次の役員をおく。

- |          |      |
|----------|------|
| (1) 会長   | 1名   |
| (2) 顧問   | 1名   |
| (3) 副会長  | 1名   |
| (4) 幹事   | 若干名  |
| (5) 会計監事 | 3名以内 |

#### (役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 顧問は、本会の依頼を受け、専門的な知識や経験をもって会長の補佐や指導に当たる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、幹事会の決定に基づき、会務を執行しその責任を負う。必要に応じて、幹事に会務の執行を分担させることができる。
- (4) 幹事は、同窓会の業務を遂行する。
- (5) 会計監事は、会計を監査する。

#### (役員選出方法)

第11条 役員は、次の方法により選出する。

- (1) 会長は、幹事会の承認を得て、幹事の内から任命する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- (2) 顧問は、大宮開成中学・高等学校校長が就任する。
- (3) 副会長は、会長が幹事会の承認を得て、幹事の内から任命する。副会長に事故あるときは、会長が幹事の中から代行者を任命する。
- (4) 幹事は、会長が幹事会の承認を得て、会員の内から任命する。
- (5) 会計監事は、会長が幹事会の承認を得て、会員の内から任命する。

2 前項第4号の規定にかかわらず、幹事のうち若干名は、開成学園の役職者の中からその職務に応じて校長が任命し、幹事会に報告する。

#### (役員任期)

第12条 本会の役員任期年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 会長を除く役員任期は、4年とする。ただし、後任者が決定するまでは引き続きその職務を行うものとする。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員補充)

第14条 役員に欠員を生じたときは、第11条の規定を準用して補充する。ただし、次の改選期までこれを延期することができる。

#### (役員除名)

第15条 無断で幹事会を2期連続で欠席した役員においては、これを役員除名とする。

## 第四章 幹事および幹事会

### (幹事制)

第 16 条 本会に幹事 50 人以内をおく。

2 幹事は、本会の最高議決機関である幹事会を組織する。

3 幹事の選出に関する事項については、第 11 条第 4 号をもってこれを定める。

### (幹事の職務および決議)

第 17 条 幹事会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 幹事および副会長の承認

(2) 予算、決算ならびに重要な資産の取得および処分に関する事項

(3) 規則の変更ならびに規程の制定および改廃

(4) 収益事業に関する重要事項

(5) その他この会の運営に関する重要事項

2 幹事会は、本規則で特に定めのない限り、出席者の過半数をもって決議する。

### (幹事会の召集)

第 18 条 幹事会は、会長が、年 1 回春季にこれを招集する。

2 会長または幹事総数の 10 分の 1 以上の幹事が必要と認めたときは、会長が臨時に幹事会を招集することができる。

3 幹事会の議長は、会長が務める。ただし、会長の指示のもとに副会長をもって代行させることができる。

4 幹事会は、幹事総数の 10 分の 1 以上の幹事の出席がなければ決議することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

## 第五章 会計

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 20 条 本会の経費は、会費、寄付金および資産から生ずる果実等の収入をもって支弁する。

(運営資金積立金)

第 21 条 毎会計年度の収支に収入超過を生じたときは、運営資金積立金に繰入れ、支出超過を生じたときは、運営資金積立金より補填する。

2 前項の場合を除く運営資金積立金の使用については、幹事会出席幹事の 3 分の 2 以上の同意を経て、これを行うことができる。

(予算)

第 22 条 本会の毎会計年度の収支予算は、副会長が編成し、前年度終了までに幹事会の承認を得なければならない。

2 本会の毎会計年度の収支予算は、幹事会の承認後、開成学園に提出し、承認を得なければならない。

(決算)

第 23 条 本会の毎会計年度の決算は、副会長が作成し、会計監事の監査の意見を付した上、幹事に提示し、幹事会において承認を得なければならない。

2 本会の毎会計年度の決算は、幹事会の承認後、開成学園に提出し承認を得なければならない。

(会計規程)

第 24 条 本会の会計に関するその他の事項については、別に規程をもってこれを定める。

## 第六章 雑則

(規則の変更)

第 25 条 本規則は、幹事会出席幹事の 3 分の 2 以上の同意を経なければ、これを変更することができない。

(規程の制定および改廃)

第 26 条 規程の制定および改廃は、幹事会の決議をもってこれを行う。

(事務局)

第 27 条 本会は、その事務を所管するために、本部に事務局をおく。

2 事務局に関する事項については、別に規程をもってこれを定める。

附則

1. この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。